

第六三回

第一四号

海洋資源開発委員会設置法（案）

（目的及び設置）

第一条 海洋資源開発振興法（昭和四十五年法律第 号）に基づき、海洋資源の開発に関する国の施策を計画的に遂行し、海洋資源の開発に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に海洋資源開発委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、海洋資源開発振興法第十条に規定する事務を行なうほか、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べる。

- 一 海洋資源の開発に関する重要な政策に関すること。
- 二 関係行政機関の海洋資源の開発に関する事務の総合調整のうち重要なものに関すること。
- 三 関係行政機関の海洋資源の開発に関する経費の見積りに関すること。
- 四 海洋資源の開発に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）の大綱に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、海洋資源の開発に関する重要事項に関すること。

（意見の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（資料提出の要求等）

第四条 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

- 2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

（委員長）

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

（委員の任命）

第七条 委員は、海洋資源の開発に関しすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にか

かわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の給与)

第十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十三条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(参与及び専門委員)

第十四条 委員会に、重要な会務につき意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第十五条 委員会の庶務は、科学技術庁計画局において総括し、及び処理する。ただし、関係行政機関(科学技術庁を除く。)の所掌に属する事項に係るものについては、科学技術庁計画局及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(最初の委員の任期)

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年六月、他の三人については三年とする。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宇宙開発委員会の項の次に次のように加える。

海洋資源開発委員会	海洋資源開発委員会設置法(昭和四十五年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-----------	--

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

5 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の二の二 海洋資源開発委員会の常勤の委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の二の二 海洋資源開発委員会の非常勤の委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を

「 原子力委員会の常勤の委員
海洋資源開発委員会の常勤の委員 」

に改める。

理 由

海洋資源開発振興法に基づき、海洋資源の開発に関する国の施策を計画的に遂行し、海洋資源の開発に関する行政の民主的な運営を図るため、海洋資源開発委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約二千五百五十万円の見込みである。